

会議録

附属機関又は 会議体の名称		第15回 豊島区景観審議会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		令和3年12月14日（火） 15時00分～16時46分
開催場所		議員協議会室（本庁舎8階）
会議次第		1. 開会 2. 議事 報告1：特定区域景観形成指針の策定について 報告2：池袋駅周辺景観形成特別地区に係る 景観形成ガイドラインの策定について 報告3：豊島区景観計画の改定について 報告4：新たな豊島区景観資源指定の方法（案）について 3. 閉会
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	（学識経験者） 後藤 春彦（早稲田大学常任理事、大学院創造理工学研究科教授）・加藤 幸枝（有限会社クリマ代表取締役）沼田 麻美子（土地総合研究所研究員、東京工業大学環境・社会理工学院特別研究員） （関係団体） 外山 克己（豊島区町会連合会副会長）・中村安次（豊島区商店街連合会副会長） ・井出 幸子（東京都建築士事務所協会豊島支部支部長）・石坂 美穂（豊島区観光協会副会長）・松本 力（豊島区建設業協会） ・川野 恵可（公益財団法人東京屋外広告協会） （区議会議員） 芳賀 竜朗・西山 陽介・中澤まさゆき ・川瀬さなえ・小林 弘明 （区 民） 佐野 佐知子・西澤 利夫
	幹事	都市整備部長
	事務局	都市計画課 都市基盤グループ、届出・許認可グループ
	その他	—
欠席者	委員	・志村 秀明（芝浦工業大学建築学部建築学科教授） ・村木 美貴（千葉大学大学院工学研究科教授） ・篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科教授） ・塚田 ひさこ（無所属の会）
	幹事	政策経営部長、総務部長、文化商工部長、地域まちづくり担当部長、環境清掃部長、教育部長
傍聴人数		1名

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・皆様、年度末のお忙しいなかお集まりいただきまして誠にありがとうございます。
私は都市計画課長の松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、定刻となりましたので第15回豊島区景観審議会を開催いたします。
- ・冒頭に、新型コロナウイルス感染症対策についてご案内いたします。感染再拡大のリスクに十分配慮をいたしまして、本会議は出席者の皆様に手指のアルコール消毒やマスク着用にご協力いただいているほか、3密を避けるため、十分な間隔を取った座席配置で運営を行っております。また、可能な限り会議時間を短くするため、内容はなるべく簡潔に進行させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- ・議事に先立ちまして、委員の交代がございますのでご報告いたします。新たに委員となられた3名の方をご紹介いたします。恐れ入りますが、名前を呼ばれた方はその場でお立ちください。なお、最新の委員名簿を本日皆様の机上に配付させていただいております。
- ・まず、お一人目です。豊島区商店街連合会の足立委員に代わりまして、豊島区商店街連合会副会長、中村安次様でございます。

(委員)

- ・どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・お願いいたします。続きまして、豊島区議会都民ファーストの会豊島区議団・民主の会、元谷ゆりな議員に代わりまして、豊島区議会都民ファーストの会豊島区議団・民主の会、中澤まさゆき様でございます。

(委員)

- ・よろしくお願ひします。

(事務局)

- ・続きまして、豊島区議会無所属の会、わがい哲代議員に代わりまして、豊島区議会無所属の会、塚田ひさこ様でございます。なお、塚田委員は、本日他の委員会の視察と重なりましてご欠席でございます。以上3名です。
- ・なお、新任委員の任期につきましては、豊島区景観条例第28条第2項に基づきまして、前任者の残任期間であります令和4年3月31日までとなります。委嘱

状につきましては、大変恐縮ではございますが、机上にて配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

- ・それでは、以降の進行につきましては後藤会長にお願いいたします。

(後藤会長)

- ・こんにちは。第15回豊島区景観審議会を開催させていただきます。
- ・昨年12月も景観審議会を開催させていただいたと記憶していますが、その際に、来年は良い年になるといいなという話をさしあげました。結局、今年もコロナが収まらずに、また、新たにオミクロンという耳慣れないものまで出てきております。専門家に伺うと、オミクロンの拡大というのは避けて通れないようで、そこまでなるべく時間を稼ぐことが重要だということです。日本は、その点に関してはうまくやっているように思いますが、年末年始、自覚的に感染対策を徹底したいと私自身思っております。
- ・先程事務局より感染対策の一環として時間短縮のお話がありました。ぜひ、スムーズな会議の進行にご協力いただきまして、17時までには終えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、本日の日程に従いまして進行させていただきます。まず、委員の出欠について事務局よりお願いいたします。

(事務局)

- ・本日は志村委員、篠沢委員、村木委員、塚田委員より、ご欠席の旨のご連絡をいただいております。また、外山委員より少々遅れるとのご連絡をいただいております。委員の半数以上の出席をいただいておりますので、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしております。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。定足数を満たしているということです。続きまして、本日の議事について事務局よりご案内をお願いいたします。

(事務局)

- ・本日の議事は次の4件です。
「報告1 特定区域景観形成指針の策定について」、「報告2 池袋駅周辺景観形成特別地区に係る景観形成ガイドラインの策定について」、「報告3 豊島区景観計画の改定について」、「報告4 新たな豊島区景観源指定の方法(案)について」です。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。次に、事務局より資料の確認と本日の傍聴希望者の有無についてお願いいたします。

(事務局)

- ・はじめに資料の確認をさせていただきます。本日の資料を申し上げますのでご確認をお願いいたします。「報告1 特定区域景観形成指針の策定について」につきましては、「資料第1号 特定区域景観形成指針の策定について」、「資料第2号 適用区域の考え方について」。次に「報告2 池袋駅周辺景観形成特別地区に係る景観形成ガイドラインの策定について」につきましては、「資料第1号 池袋駅周辺景観形成特別地区に係る景観形成ガイドラインの策定について」、「参考資料第1号 街角景観アンケート結果」、「参考資料第2号 ホームページアンケート結果」、「参考資料第3号 景観形成ガイドライン検討状況」。次に「報告3 豊島区景観計画の改定について」につきましては、「資料第1号 豊島区景観計画の改定について」、「参考資料第1号 豊島区景観計画の改定（案）について」。最後が「報告4 新たな豊島区景観資源指定の方法（案）について」、「資料第1号 新たな豊島区景観資源指定の方法（案）について」。資料は以上です。ご確認いただきまして不足がございましたらお知らせください。事務局がお届けにあがります。よろしいでしょうか。
- ・続きまして、傍聴希望者についてですが、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。会長、入室いただいてよろしいでしょうか。

(後藤会長)

- ・傍聴の方がいらっしゃるということですが、入室いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。それではお認めいたします。

(傍聴者入室)

(後藤会長)

- ・それでは、議事に入らせていただきます。報告1につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

2. 議事

報告1. 特定区域景観形成指針の策定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。報告1につきましてご説明いただきました。何かご意見、ご質問ございますか。
- ・では私から質問させていただきます。資料の第1号の4番、右側のフローチャートにそって進めていくということですが、今はまだ最初の箱にいるということでしょうか。

(事務局)

- ・いちばん左上の箱の中です。

(後藤会長)

- ・ここには時間軸が示されておられません。今回も平成30年に当初想定されていたものがようやく動き始めたというご説明をいただきました。大きく3つないし4つのパートに分かれておりますが、その時間軸はまだ見えないのでしょうか。例えば、東京都景観条例事前協議にはいつ頃入る予定なのか、都市計画手続きはいつ頃行う予定なのか、最終的な事業完了はいつ頃を見込んでいらっしゃるのか。そのあたりの想定されている時間軸を教えてくださいと思います。

(事務局)

- ・西口の再開発事業の目標としましては、来年度末の都市計画決定を目標に置いておりますので、都市計画提案は夏頃となる予定です。都市計画提案が夏頃ですと、そこまでには協議を終えるということになりますから、景観形成指針の策定自体は年度末、もしくは年度またぎぐらいを想定しております。そこから東京都さんとの協議、区の協議、そして都市計画提案というのが最短のスケジュールであろうと考えております。事業そのものは、そこから総時間として15年ぐらいはかかるかと考えておりますので、かなり長いスパンということになります。

(後藤会長)

- ・そうですね。おそらく10年をはるかに超えるプロジェクトだと思っております。そうすると、この景観審議会に指針案が諮問されるのは来年度の初め頃ということになりますか。

(事務局)

- ・そうですね。全てが順調に動いた場合は、またお諮りをさせていただきます。

(後藤会長)

- ・なるほど。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(委員)

- ・この特定区域形成指針というものは、東京都の他の区では同様の事例等はあるのでしょうか。豊島区が初めてなのかどうか知りたいです。

(事務局)

- ・渋谷区が皮切りです。その後、現在、新宿、ミラノ座、歌舞伎町の真ん中あたりのところが最近では新しいものになります。

(委員)

- ・他に2例あるということですね。

(事務局)

- ・そうですね。

(委員)

- ・分かりました。

(後藤会長)

- ・他にいかがでしょうか。よろしいですか。特段ご意見やご質問がないようであれば、こちらは報告案件でございますので、このような形で進めていくということをご報告いただいたという扱いとさせていただきます。
- ・それでは、続きまして報告2に移ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

報告2：池袋駅周辺景観形成特別地区に係る景観形成ガイドラインの策定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。事務局より報告2について、ご説明いただきました。何かご意見、ご質問等ございますか。どうぞ、西山委員。

(委員)

- ・ご説明ありがとうございます。アンケートを実施して直接の声を聞かせていただけるというのは非常に貴重な機会だと感じました。
- ・まず、東口に関するアンケート、これはまちづくり、都市開発に対するの評価と置き換えてもいいかと思えます。もう少しH a r e z a 周辺のことについて、評価や意見がなかったのかなと感じました。このアンケートを通して東口エリアの、この意見を基にした区の評価や感想をお聞かせください。

(後藤会長)

- ・事務局、お願いします。

(事務局)

- ・今年の4月に西口を景観形成特別地区に指定し、およそ1年前に東口を指定しました。景観の取組みについては、どう関わればいいのかも含めて、定量的に評価できない部分をどう評価すればいいのかについて考えているところでした。
- ・そのような中で、ただ景観のルールを作るだけではなく、住民の皆様から丁寧に意見を伺いながらそれらをガイドラインとして整備を行い、建設等を考えている事業者を誘導していくという一連の流れは非常に重要であると考えます。
- ・今回、出前出張的に公園を使ってご意見を伺いましたが、住民の方々は景観に主体的に関わるることについて遠慮深い面が見られるのも事実です。景観について、住民の皆さんが深く関わることができ、率直に意見を言えるような景観行政、施策を進めてまいりたいと考えております。

(後藤会長)

- ・どうぞ、続けて。

(委員)

- ・今回のアンケートは街角での街頭アンケートということで、いわゆる区民や住民を特定のターゲットとしていない点が1つの特徴だと感じました。
- ・私は究極的には豊島区以外知らないという育ち方もしてきましたので、内なる見え方と、来街者の皆様にお尋ねすることで豊島区、池袋周辺の外からの見え方がどのように相まっているのかということについて大きな分析になるのではないかと感じました。

- ・一方で、個人的には西口についてのこのアンケートのコメントはかなりショックでした。生まれてからずっと北口が最寄りということもあり、このようなコメントをいただきますと、本当にそのようなイメージなのかなと感じ入ってしまいました。

今日参加の議員さんは、偶然池袋の方々が勢揃いしております。前にもここで申し上げましたが、西口はやはり東京芸術劇場ができたのがターニングポイントだったと感じます。それ以前の池袋は、子供心にも危ないなと感じるような見え方でしたが、そこから大きく変わり西口公園も整備されました。

- ・ただ、結果的にはそれ以来ずっと手がつけられずに近年まで来たのが今の豊島区の西口のありようだと感じています。グローバルリング、西口公園がリニューアルされたことで、西口の公園が非常にきれいになったという意見が多いのだろーと思えます。だからこそ、その北側、いわゆる北口側の評価、評価というか見え方については厳しいご意見と言いましょーうか、率直なご意見が多いのかなと思えます。
- ・この池袋西口再開発、先ほどのご説明にもあったように、10年、15年というスパンでの再開発の見え方になります。景観という視点で西口をどうしていくかについて、今からやれることをやっていかなくてはいけない。そういう意味では、1つはウイロード、これも再生されました。それからウイロードの西側上にあります公衆トイレ、こちらでもリニューアルされる予定であるとお聞きしております。そのような中で、この西口含め北口について、これらのエリアを今後どのように考えていくかということについてお考えをお聞かせください。

(事務局)

- ・今、お話しがあった池袋の東と西を結びつけるウイロードにつきましては、豊島区の23のまちづくり記念事業の中の1つとして、私も主担当として関わっておりました。高野区長はデザイン面に関しては非常に気を遣っていて、私も16回書き直してようやく認めていただいたということがありました。ウイロードだけでなく、私が関わった中でも目白のエレベーターや巣鴨の地藏通りのアーチ等について、地域の文化や歴史をふまえてデザインを設定しなさいという話がありました。23のまちづくり記念事業が、公共が主体的に行うまちづくりとしては1つのターニングポイントを迎えたように思います。
- ・先ほど1件目の報告にありました再開発事業、あるいは個人の建て替えも含めて、それらをどう誘導していくのか。誘導するには各々が各々の思惑で動くのでは

なく、ある程度ルールが必要となります。住民の皆さんの意見を基にルールを作ってそれに基づいて誘導する。豊島区の行政主導のまちづくりが少し一段落した今のタイミングでガイドラインを作ることで、民間の建て替え等を、景観計画に乗せながら、あるいはガイドラインを使って誘導していくフェーズに来ていると思います。皆様からのご意見もいただきながら、このガイドラインを作ってまいりたいと思っております。

(委員)

- ・最後にすみません。

(後藤会長)

- ・はい、どうぞ。

(委員)

- ・おっしゃったように、区単独で果たせるものではないと思います。この街角アンケートにもあるように、事業者の誘導がものすごく大事になってくると思います。ひいては、この景観計画がその作用によって東口も含めて、西口境界が良好な状態になるように、大きく願っていきたいと思います。ありがとうございます。

(後藤会長)

- ・どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。沼田委員。

(委員)

- ・このアンケート調査の中の分類の中で、歩道や道路、緑等に関してはガイドラインで読みこめるか思います。唯一嫌いな点として屋外広告物があげられているかと思いますが、ガイドラインを見ると見落としてはいないと思うのですが載っていないので、意見として出てきたものをぜひガイドラインにも反映させてほしいと思いご意見させていただきました。

(後藤会長)

- ・事務局、どうぞ。

(事務局)

- ・今回、参考資料第3号には時間的に間に合わなかったのですが、この地域の広告物に関する方針等もしっかり作っていく予定です。既に豊島区で屋外広告物の景観形成ガイドラインというものを策定しております。これに追加する形で、西口、東口の景観形成特別地区の独自ルール、独自の方向性をより分かりやすくイラスト等を交えて解説する、そのようなものも今年度詰めてまいりたいと思っております。

(後藤会長)

- ・よろしいですか。

(委員)

- ・はい。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。はい、どうぞ。

(委員)

- ・私も景観審議会を結構長くやらせていただいている、池袋を中心に清掃活動等も行っております。地域の人たちや、イケバスのスタッフの方々も含めて、街を非常にきれいにさせていただいております。
- ・豊島区は今公園を中心にいろいろな拠点を作ったり防災面を整備したりしています。コロナ禍ということで、にぎわいの創出という部分に関してはうまく手をつけられなかったと思いますが、豊島区は池袋を中心にこのにぎわいを創出するために、いろいろ投資的経費をかけて動いてきたと思います。
- ・にぎわいを創出したときの責任として、ごみ箱の問題は必ず出てきます。このSDGs 未来都市の中で、例えば分別、廃プラ等いろいろあるかと思いますが、人が集まればごみも出ます。ではごみをどこに捨てるのかという点で、このSDGs の目標の中にも出てきますが、売る側の責任もありますし、逆に自治体としてにぎわいを創出するプロモーションを実施している以上、それを受け入れる責任もあると思います。
- ・地域の方々が一生懸命ごみ拾いしているのに、自分のビルの周りだけごみ拾いしている。でも、それはその人たちが捨てたわけではなくそこに来た人が捨てていったもの。せっかくトイレ等をきれいにしているのに、特に公園等に関しては、今豊島区はごみ箱をなくしていっています。街に来る人も住んでいる人も、また企業も自治体も、みんなで意識を高めていけるような環境づくりをしていく必要があると思いますが、それについてどう思いますか。

(事務局)

- ・小林委員がご指摘のとおりで、にぎわいの拠点を区内に作るからには多くの人々が集まることによって出たごみの処理は大きな課題だと我々も思っております。
- ・例えば、先ほど申し上げたウイロードでは、西口のアイポイントさんが、週に1回完全なボランティアで清掃してくださっています。我々はガム取り器や清掃用の器具をお渡ししているのですが、週に1回水洗いの清掃までしていただいております。

ります。

- ・また、H a r e z a 池袋につきましては、H a r e z a 池袋のエリアマネジメントの中で「エリアマネジメント協議会」というものを11月1日に立ち上げました。そこに入っている東宝シネマズさんや東京建物さん、ダウンゴさん等の実務者が集まって、こちらも月に1回大規模な清掃活動を実施しております。池袋ではありませんが、大塚駅北口に新しくできた ironowa hiro ba につきましても、ネーミングライツパートナーである山口不動産が主導で200人規模の清掃活動を行っております。
- ・役所が作ったところについて役所が清掃をするとなると経費が膨らみますので、民間企業や地元のボランティアさん、エリアマネジメント活動等々も含めて、これが持続可能な開発と言われるように、そういった制度と建設とをうまくマッチングさせながら、きれいな状態が長く続くように行政としても誘導していきたいと思っております。

(後藤会長)

- ・続けてどうぞ。

(委員)

- ・もちろん人の力を借りるという面もありまして、例えば、喫煙所は副流煙の問題があってどんどんなくしています。我々が子どもの頃はポイ捨てが当たり前の時代でしたが、喫煙所ができ条例ができて、路上喫煙やポイ捨ては罰金が科せられる。そうすると日本の方はきちんと喫煙所に行って吸います。だから喫煙率もすぐ下がっていると思いますし、街のポイ捨て率は下がっていると思います。
- ・先程売る側の責任とありましたが、やたらと自動販売機やコンビニエンスストアがある。コンビニで飲み食いする人もいるかもしれませんが、大半は買って、どこかで食べたり飲んだりするわけです。そのごみをどこに捨てるのかとなったときに、持ち帰るほどのレベルに達してないのですよ。達していないというのは表現が悪いですが、そうするとどういうことが起きるかということ、例えば、あんまんとコーラを買ったら、あんまんの紙は燃えるごみで缶は缶。おそらく、缶とたぶんその紙を一緒にそのあたりの自販機のごみ箱に捨てます。それはまだいいほうで、ほとんどが路上に捨てたり置いていってしまったりするわけです。
- ・ですから、このようなごみの問題は、人に拾わせているなんていうことを行政が言っているだけでも駄目だと思います。それはあくまでも意識の高い企業がやってくれているだけです。景観の中に取り込む形で、ごみはここに捨てる、ここに分別し

て捨てるというような意識づくりを教育も兼ねてやっていっていただけると、本
当に街全体が、来る人も住んでいる人も、意識が上がるようなまちづくりになる
のではないかと思います。この点についてお答えいただいて終わりにしたいと思
います。

(後藤会長)

- ・はい、どうぞ。

(事務局)

- ・ごみ箱の設置等々については、各管理者の判断による場所もあろうかと思いま
す。例えば、公園であれば公園管理者でありますし、道路上のものであれば道路
管理者の判断によります。また、豊島区の清掃施策全体の中で環境をどのように
担保していくかについては大きな課題であると思っております。
- ・ただ、委員がおっしゃるように、景観についてのアンケート調査を実施するとそ
の点を指摘されるというのもまた事実です。景観と非常に密接に関わりのある事
項であると思っておりますので、各課横断的に情報共有しながら、皆さんがポイ
捨てをしないような豊島区のきれいなまちづくりについて今後も検討してまい
ります。

(後藤会長)

- ・はい、どうぞ。

(委員)

- ・今のごみの件で、私も小林委員の意見に賛成のところもあります。しかしながら、
もう少し踏み込んで、街をきれいにするという景観の基本的な考え方の中で、そ
れぞれの土地の所有者が自分の土地のごみは自分たちできれいにするというこ
とを景観条例でうたえるかどうか分かりませんが、そのような考えをもっと打ち
出してみたらどうでしょうか。
- ・昔から、町会、いわゆる仕事屋の人たちは、自分の家の前は朝起きたら掃除して
います。基本的にはそれぞれの土地の所有者がいるわけですから、ボランティア
の人をお願いするのもいいでしょうし、いろいろとやり方はあると思いますが、
責任の所在を景観条例の中でうたえないものかと思うのですがいかがでしょう
か。

(後藤会長)

- ・事務局、どうぞ。

(事務局)

- ・ごみがあると結果として景観上汚く映るということはありますが、その一方で現行の景観条例の中でごみ捨てまで規制していくとなると、少し範囲を超えているように思います。
- ・先程も申し上げましたが、それぞれの管理者がおり、全般的な環境清掃の部署もありますので、トータルでこのような課題に対応してまいりたいと考えております。景観条例でという点につきましては検討してまいります。組織横断的にこれらの課題に取り組んでいきたいと思っております。

(後藤会長)

- ・はい、どうぞ。

(委員)

- ・それぞれが街をきれいにする責任を持ってほしいという言い方で考えていただきたいです。「ごみ拾いをしなさい」と景観条例でうたってほしいと言うつもりはありません。色彩の問題であるとかいろいろなことが景観条例の中でうたわれていますが、根本的にはいい街、街がきれいになるということが1つの大きな柱にはなっていると思うので、そういう面をお願いしたいということです。

(後藤会長)

- ・はい、どうぞ。

(事務局)

- ・他自治体の景観条例や、広域団体が作っているものもございまして、ごみ清掃の件について言及しているものがないかも含め、調べたうえで参考にさせていただくことにいたします。

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- ・大変良い議論をしていただいたと思っております。豊島区の景観計画の冒頭、に少し耳慣れないかもしれませんが「アメニティ」という言葉が書かれています。景観計画の9ページをお開きいただくと「豊島区で育まれてきたアメニティ」とあり、実は、豊島区の景観条例の前身がアメニティ条例であって、あるべきものがあるべきところにあるということが豊島区の景観を紐解くときの最初の考え方として重要な位置づけとなっていることが分かります。
- ・先程の議論にもありましたが、これがごみの問題にもつながっていくのではないかと思います。やはり快適な街、誇りのもてる街、愛着ある街を育んでいこうと

いうことをこれまでも大切にしてきた歴史がありますので、都度、この根本的なところに立ち返りながら議論を進めていかなければいけないと思います。

- ・そうしたことをある意味で経済の大きな原則にも乗せていくことができるのではないかとも思います。例えば、ニューヨークを中心に「ビジネス・インブループメント・ディストリクト」、B I Dと言われるものですが、ニューヨークの街のお掃除は、全部ニューヨークのビルのオーナーたちがお金を出し合ってやっているのです。ニューヨーク市役所の税金で掃除をしていないのです。逆にそうすることで、ビルのオーナーたちは、より高い家賃収入を得られる環境が整い、身銭を切って街を美しくして、それが、また儲けとして返ってくるというようなことをやっています。
- ・豊島区の税金でクリーンアップを実施しようとする、どうしても区全域を同じクオリティで整備していかなければならないことになります。しかしながら、人々が集まるところはもう少しクオリティを上げようとなったときに、より魅力的な街を目指して整える場合は、税金で実施する最低限のクリーンアップとは別に、民間のお金を活用して、そこで経済行為として、うまく回るような形で街を整えていくとそこでウィン・ウィンの関係も芽生えてくる。日本とは税制の問題も違うので、ニューヨークのやり方をすぐ導入することはなかなか難しいですが、それに近いことは大阪でもやり始めています。先ほどあったエリアマネジメントでもそうした試みがされている段階です。豊島区もそのような意味では、非常に進んでいるのではないかと思います。
- ・随分昔の話になりますが、私は池袋駅、新宿駅、渋谷駅の周辺について市民、区民がどのように認識しているのかについて調べたことがあります。おもしろいのは、新宿区の駅周辺というのは、界限と言いますか、エリアと言いますか、皆さん「面」で認識しているのです。東口の商業エリア、歌舞伎町、西口の高層エリアという「面」で認識しています。渋谷はどうかというと、駅が谷底にありますので道でつながっているということで「線」で街を認識しています。
- ・では池袋はどうかと言いますと「点」だったのです。サンシャイン、立教という点的要素があって、その後、芸術劇場ができ、H a r e z aができ、南池袋公園もできというようなことでかなり点を埋めてきたような状況です。今日のこのアンケートを見ていておもしろいと思ったのは、歩くということに対してプラスの評価とマイナスの評価がそれぞれ集まっている。東口も西口もこうしたほうがよいといったところの上位にくるのは、歩道、道路なのですね。池袋はこれまで点

を作ってきた。今はその点と点がだんだん結びついてきた。皆さんは歩きやすさを求めている、歩きやすいというプラスの評価と、まだまだ歩きにくいというネガティブな評価がちょうど拮抗しているような状況ということです。何かこのあたりに目指していくべき解があるのではないかと考えて拝見しておりました。

- ・今日の報告事項の1でもありましたが、特定区域景観形成指針というものを今申し上げた渋谷と新宿、池袋で作って、この3つが東京のターミナルの街としてこれからのぎを削っていくような状況にある。東京都は、それぞれの特性を生かしたまちづくりをしていきなさい、それぞれが独自の景観形成指針を持って地域できちんと計画を立てて取り組みなさい、というような動きに変わってきたと思います。
- ・ですから、先ほどの看板の問題についても、緩和というような話もありましたがメリハリをつけていくことが大切です。今の東京都の景観条例というのは、池袋駅前から離島まで同じ条例でコントロールしようとしているわけですが、当然そこはやはりメリハリをつける必要があります。そしてそこに経済行為が絡んできて、規制は緩和するけれどもより美観の整った屋外広告物が街のにぎわいを演出していくような形で街を作っていくというのでしょうか。そうしたことがこれから各街のご事情に応じて進められていく、そのような時代に来ている。その今先駆けを我々も議論させていただいているのだと改めて認識させていただいた次第です。
- ・他によろしいでしょうか。それでは、報告2は以上として閉じさせていただきたいと思います。
- ・それでは、報告3にいきたいと思います。よろしく願いいたします。

報告3：豊島区景観計画の改定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・どうもありがとうございました。報告3について、何かご意見、ご質問ございますか。はい、どうぞ。

(委員)

- ・1つ質問させていただきます。55ページで12の地区割がなされていますが、この地区割は景観上それぞれの地区に特色があるという意味での地区割になっているのでしょうか。区政連絡会も12の地区割になっていますが、どういう意味での地区割なのか教えてください。

(事務局)

- ・景観の各地域の特色を生かした景観のまちづくりの誘導を目的としており、豊島区は山手線の駅も多いこともあり、それぞれの街に特色があると考えております。どこで線引きするかというのは非常に難しく、ではその境はどうなるのかという問題もあります。私は駒込に住んでおりますが、やはり巣鴨とは少し風合いも違うと感じます。それぞれの地域でその文化や歴史をふまえた景観形成を誘導していきたいという意図でこのように12に分けております。

(後藤会長)

- ・はい、どうぞ。

(委員)

- ・その地区割によって、地域住民の連携の仕方等が違ってくるのではないかなと思います。このこと自体に反対するわけではありません。ただ一方で、豊島区にはいろいろな地区割があります。そのあたりを統一していくべきではないかなと思います。区議さんがいらっしゃいますので、今後ぜひ考えてみていただけたらいいのではないかと思います。特に包括支援センターは3丁目の地域の住民からするととても遠くにあります。それはそれとして、行政上もいろいろ問題はあるのですが、住民主体のまちづくりという観点を考えるのであれば、地区割もそれに沿ったような地区割にしたほうがいいのではないかなと思っております。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。

(事務局)

- ・すみません。一言だけ。

(後藤会長)

- ・どうぞ。

(事務局)

- ・上位計画である豊島区の都市づくりビジョンにおいて、同様に12地域に分かれております。下位計画でございますのでビジョンの流れもくんで同じような分け方をしています。ビジョンは、また令和5、6、7年と住民の皆様のご意見を丁寧にお聞きしながら改定に向けて動いてまいります。それに伴って、景観計画も令和8年度には改定を行っていかうかと考えております。そのビジョンの区分けも含めまして、今後住民の皆様の意見も丁寧に伺いながら、今委員からご指摘の点も踏まえて活かしていきたいと思っております。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

- ・この本を読めば、建築物や屋外広告物のガイドラインというものがあることがわかるのですが、例えばこのページの最後にまとめて「これに対してはこういうガイドラインがありますよ」というような分かりやすさがあるとよりよいかと思います。

(後藤会長)

- ・はい、どうぞ。

(事務局)

- ・役所はいろいろとこういうものを作るのですが、情報発信がうまくない部分が多いです。皆さんに見ていただいて初めてこの計画が生きてくると思っておりますので、今のような貴重なご意見いただきながらぜひ前向きに検討させていただきます。

(後藤会長)

- ・重要なご指摘だと思います。また、4分冊を合冊するとどんどん分厚くなってなかなか読みこむのが大変です。行政のDX化を進めなければいけない時代において、やはりデジタル化してタグが付いていてどんどん飛んでいけるような工夫というのも重要なご指摘だろうと思います。また、それは検討いただければと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

- ・すみません。

(後藤会長)

- ・どうぞ、西山委員。

(委員)

- ・手続きのことで教えていただければと思うのですが、計画の改定については当審議会と都市計画審議会でも同様に諮問をするということになっているようです。都市計画審議会でも景観計画の改定について諮問してそこで諮られて可決を見るという、この両方にわたる手続きについて解説していただきたいと思います。

(後藤会長)

- ・はい、お願いします。

(事務局)

- ・景観計画の改定につきましては、豊島区の景観条例の中に、景観計画を定めようとするときは景観審議会に諮問せよという条文が存在します。そして、豊島区景観条例の上位の法、景観法において、景観計画を決定または変更する場合はその地域の都市計画審議会の意見を諮ることが定められております。条例に沿って景観審議会、法律に基づいて都市計画審議会に諮問をするという手続きになるということです。

(委員)

- ・ありがとうございます。

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは、報告3を以上とさせていただきます。
- ・それでは、続きまして、報告4について、事務局よりご説明をお願いいたします。

報告4：新たな豊島区景観資源指定の方法（案）について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ご説明ありがとうございました。ご報告というよりも頭出しに近いものだと思います。実際には3月下旬の次の景観審議会で、方法についてお諮りしたいということのようではありますがでしょうか。
- ・ポイントとしては、事務局推薦という方法も新たに加えたいということのようです。2月下旬のデザイン検討部会でも少し丁寧にご審議いただいて、3月下旬の審議会に諮るという手続きを踏むということかと思いますがよろしいですか。

(委員)

- ・手続き的な部分について見直しをして、決め方については幅広く考えていこうという方向はいいと思います。それで最終的に区長に指定がされたという形になるわけです。
- ・先程の景観計画を見ると、大体概略的なことが書いてありますが指定された資源が具体的に何なのかが分からないです。それについてはホームページを見てくださいということで委ねているという考え方なのではないでしょうか。この間、景観計画の中で一覧としてわかるようにしたらどうかということを申し上げたと思いますが、そういうことはされないということですか。

(後藤会長)

- ・はい、どうぞ。

(事務局)

- ・先ほどご説明申し上げました景観計画改定(案)の第8章に、今説明いたしました景観資源の指定という項目を新たに設けました。既に指定されたものもごさいますが、今後、今回の新たな指定の方法も踏まえまして、指定を増やしていく方向でおりますが、おっしゃられたように景観計画に載せてしまいますと、今回のように諮問を経てというような手続きを踏んだ改定になりますので、それよりはこちらの改定案にお載せしておりますように、区ホームページ等で随時報告させていただいて、こういった景観啓発は、指定にふさわしいものはこれだけありますよということで、常にタイムリーな形で周知していったほうが今後のまちづくりに活かされるのではないかと考えております。

(委員)

- ・確かに、景観計画の中で細々したことをいろいろと入れてしまうと、ますます大量なものになってしまって大変だと思います。関心のある区民はホームページを見るとと思います。ですので、そういう方向でよろしいかと思えます。

(事務局)

- ・ありがとうございます。

(委員)

- ・以上です。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- ・従来の区民募集から進めていく方法というのは、言葉のレベルでいうと指定というよりも選定なのですよね。選定というのはテーブルの上に乗っている候補の中から選び出すという行為で、指定というのは特にテーブルの上に乗っているわけではないものを指定するわけです。逆に言うと、指定の基準をきちんと持っておく必要があります。さらに言うならば、その基準が明確であれば誰が行っても同じものが指定されるということです。そういう意味では事務局推薦という言い方は少々不思議かもしれません。指定のルールが定まっていて、そのルールでふるいにかけてこうしたものが挙がってきますというようなことをデザイン検討部会などでお示しいただく、この指定基準に基づくものを指定させていただく、ということで3月下旬の景観審議会に議題としてお出しいただくのがよろしいのではないかと思います。
- ・事務局推薦とすると事務局のお手盛りのようにも聞こえてしまうかもしれませんが、そうではなくて選定よりも指定のほうがより強いものですのでそのあたりを整理されるとよろしいかなと思います。
- ・他によろしいでしょうか。ありがとうございます。報告4について以上とさせていただきます。
- ・ご用意いただいている議事は以上ですが、最後に何か事務局より連絡事項等ございましたらよろしくお願ひいたします。

(事務局)

- ・皆様本日は長時間にわたりありがとうございます。今後の予定をご報告させていただきます。次回の景観審議会は、3月中下旬頃を予定しております。詳細決定次第、ご連絡させていただきますので引き続きよろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

(後藤会長)

- ・ それでは、会議進行にご協力いただきましてありがとうございました。お約束の時間に収めることができました。
- ・ 以上をもちまして、第15回の豊島区景観審議会を終了します。皆さん、ぜひよいお年をお迎えください。またよろしく願いいたします。